



## 宮城県災害復旧対策資金

☎ 県商工経営支援課商工金融第一班 ☎ 022-211-2744

震災で被害を受けた中小企業者への運転資金です。

### ◆対象者

震災で直接被害（施設・設備・事業用資産等の破損）、または間接被害（取引先の被災等、最近1カ月の売上高が前年同月の売上高に対して10%以上減少するか減少する見込みがある）を受け、①から③のいずれかの証明書または認定書の交付を受けた中小企業者

①市町村長が発行するり災証明書の交付を受けた人（直接被害）

②市町村長が発行するセーフティネット保証認定5号（地震による売上高などの減少基準に限る）を受けた人（間接被害）

③知事、市町村長、商工会議所会頭または商工会会長の認定を受けた人（間接被害）

融資限度額	1,000万円
貸付利率	固定金利 年1.0%以内
償還期間	10年以内（うち据置2年以内）
信用保証料率	①年0.5%②年0.7%③年0.45%～1.59%

### ◆申込先

各金融機関

## 農林漁業セーフティネット資金

☎ 農林振興課農業経営係 ☎ 23-7090

震災で被害を受けた農林漁業経営者の再建に必要な長期運転資金を融通します。

融資限度額	600万円
貸付利率	0.75%～1.05%
償還期間	10年以内

### ◆申込先

農林振興課農業経営係または各総合支所産業建設課（鳴子総合支所は観光建設課）

## 農地に被害はありませんか

☎ 農林振興課むらづくり推進室 ☎ 23-2318

市では農地の被害状況の把握に努めています。個人が所有する農地が被害を受けた場合は、復旧方法や支援の相談も含めて、被災個所の報告をお願いします。

## 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

☎ 農林振興課農業経営係 ☎ 23-7090

農業経営の規模拡大のための設備投資などに必要な資金を認定農業者に融資する、日本政策金融公庫の制度資金です。

震災で被害を受けた農業者には弾力的な運用で、優先的に融資されることになりました。

融資限度額	個人：1億5千万円 法人：5億円
貸付利率	貸付当初5年間は実質無利子（500万円を超える融資が対象で、償還期間によって異なる）
償還期間	25年以内（うち据置期間10年以内）

### ◆申込先

農林振興課農業経営係

## 農作業事故を防ぎましょう

☎ 農林振興課農業経営係 ☎ 23-7090

震災で農地、農道の地盤がゆるみ、地割れや陥没が起こっている場所があります。

トラクターなどの農業機械の運転や操作を行う場合は事前に現地を確認し、農業機械によるけがや死亡事故などが発生しないよう十分注意してください。

平成23年度スローガン 「転落・転倒事故をなくそう！」

## 林道の通行に注意してください

☎ 農林振興課林政係 ☎ 23-7090

震災で、林道に路面の亀裂や陥没などの被害が発生しています。通行止めとなっている路線は下表のとおりですので注意してください。

また、岩出山地域、鳴子温泉地域の一部の路線で、残雪のため安全確認ができず、通行止めになっている箇所もありますが、安全確認ができ次第、通行止めを解除する予定です。

地域名	路線名
松山	入町～長尾線、上野線、小坂山線、石の宮線、御本丸線
三本木	坂の森線、亀石沢線
岩出山	岩の沢線、天堤線、南沢東線、鴎目～向山線

## 園芸作物の技術対策

☎ 県大崎農業改良普及センター ☎ 91-0726  
☎ 県美里農業改良普及センター ☎ 32-3115

園芸作物の施設栽培については、オイルタンク、配管、暖房機を点検し、燃料漏れがないか、通電時には漏電や不具合がないかを確認してください。

また、肥料があまり流通していないので、露地栽培などには堆肥を多く入れ、肥料の不足分を補ってください。詳しくは、お問い合わせください。

## 看護師・准看護師の就業場所を紹介します

☎ 大崎市医師会 ☎ 22-1573

病院や診療所などが今回の震災で被害を受け、就業場所をなくされた看護師・准看護師に、要望に応じて新たな就業場所を紹介します。詳しくは、お問い合わせください。

なお、大崎市医師会は震災被害により移転しました。  
※大崎市医師会 〒989-6117 古川旭四丁目3-24  
大崎建設産業会館内 ☎ 22-1573

## 震災により休業している人へ

☎ ハローワーク古川 ☎ 22-2305

事業主が震災により被害を受け休・廃業し、賃金を受け取れない人は、離職していなくても失業給付が受給できます。また、離職し、事業再開後の再雇用が予定されている人も対象となります。

ただし、現在休業している人（休業していたが復帰した人は対象外）で雇用保険に6カ月以上加入しているなど要件がありますので、詳しくは、お問い合わせください。

## 雇用調整助成金

☎ ハローワーク古川 ☎ 22-2305

経済上の理由により事業を縮小した事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業を行った場合、休業手当などの一部（中小企業で原則8割1年間）を助成します。

今回の震災により、経済上の理由で事業が縮小した場

合についても利用することができます。この場合は、迅速に支援できるよう支給要件の緩和も行っています。詳しくは、お問い合わせください。

## 国民健康保険または後期高齢者医療の一部負担金の支払い猶予

☎ 保険給付課 ☎ 23-6051 または各総合支所市民税務課

大崎市に住所を有する国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、医療機関等の一部負担金の支払いが困難な場合、支払いが猶予されます。

要件などがありますので、詳しくは、お問い合わせください。

### ◆猶予の要件

今回の震災により被害を受けた人で、医療機関等に①から⑥のいずれかの申し立てをした人

①住家が全半壊（倒壊、流失、埋没、焼失）した、またはこれに準ずる被災をした

②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った

③主たる生計維持者の行方が不明である

④主たる生計維持者が業務を廃止または休止した

⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない

⑥原子力災害対策特別措置法の規定による避難のための立ち退き対象地域であるため避難した

※申し立てた事項については、後日、保険給付課で確認します。

### ◆猶予期間

5月までの診療分、調剤分および訪問看護分について、5月末日まで支払いが猶予されます。

### ◆転入した人の猶予について

今回の震災により被害を受けた他の市町村から転入した人も、猶予の対象になります。

※大崎市国民健康保険または後期高齢者医療以外の場合は、各保険者にお問い合わせください。

### ◆支払いを猶予された一部負担金の免除

今回、支払を猶予された一部負担金については、免除される場合があります。詳しくはご相談ください。

### ◆災害や失業等による一部負担金の免除

災害や失業等により収入が一定基準以下になると見込まれる場合は、一部負担金の支払いが免除される場合があります。

要件などがありますので、詳しくは、お問い合わせください。